



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 公 告

・令和7年度後期技能検定試験の実施

所管課(室)名

雇用労働政策課

## 公 告

### 令和7年度後期技能検定試験の実施(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和7年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和7年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 実施職種

##### (1) 特級

鋳造・金属熱処理・機械加工・非接触除去加工・金型製作・金属プレス加工・工場板金・めっき・仕上げ・機械検査・ダイカスト・電子機器組立て・電気機器組立て・半導体製品製造・プリント配線板製造・自動販売機調整・光学機器製造・内燃機関組立て・空気圧装置組立て・油圧装置調整・建設機械整備・婦人子供服製造・紳士服製造・プラスチック成形・パン製造

##### (2) 1級及び2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)、ロープ加工(ロープ加工作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、プリプレス(DTP作業)、石材施工(石材加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、義肢・装具製作(義肢製作作業、装具製作作業)

##### (3) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配

電盤・制御盤製図作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円(3級にあつては、ウに掲げる場合を除く。)

(イ) 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円

(ウ) (イ)のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円

※ (ア)及び(ウ)の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和7年12月5日(金)から令和8年2月15日(日)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和7年11月28日(金)に長崎県職業能力開発協会で公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施日
(ア) 1級及び2級 機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工 (イ) 3級 電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	令和8年1月25日(日)
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 (ウ) 3級 造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 (エ) 単一等級 バルコニー施工	令和8年2月1日(日)
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作	

(イ) 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、広告美術仕上げ、写真 (ウ) 単一等級 電子回路接続	令和8年2月8日(日)
--	-------------

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、在職証明書、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月15日（水）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県産業労働部雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、角2、角20又は角A4サイズのいずれかの返信用封筒（あて先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験の実施職種以外の職種についても受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験の双方又はいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和8年3月13日（金）付けで書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和8年3月13日（金）に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県産業労働部雇用労働政策課ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
二二  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト